

逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>（公開するかどうかの決定）</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求のあったときは、当該公開請求があった日から起算して7日以内に_____に、当該公開請求に対する公開又は非公開（第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る情報を実施機関が保有していないときを含む。以下同じ。）の決定を行わなければならない。ただし、当該期間内に決定を行うことができないことについてやむを得ない理由があるときは、<u>当該公開請求があった日から起算して30日を超えない範囲で決定期間を延長</u>することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（情報公開審査委員）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定による審査委員の実施機関に対する勧告は、当該申出があった日<u>から起算して30日以内</u>_____に行わなければならない。</p> <p>5～13 （略）</p> | <p>（公開するかどうかの決定）</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求のあったときは、当該公開請求があった日の<u>翌日から起算して6日以内</u>に、当該公開請求に対する公開又は非公開（第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る情報を実施機関が保有していないときを含む。以下同じ。）の決定を行わなければならない。ただし、当該期間内に決定を行うことができないことについてやむを得ない理由があるときは、<u>当該期間を23日以内</u>に限り_____延長することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（情報公開審査委員）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定による審査委員の実施機関に対する勧告は、当該申出があった日の<u>翌日から起算して29日以内</u>に行わなければならない。</p> <p>5～13 （略）</p> |